

# 南二見・東新島環境保全協議会

令和7年

— 要綱・資料 —

南二見・東新島環境保全協議会事務局

## I 協議会概要

南二見・東新島環境保全協議会要綱	1
南二見・東新島環境保全協議会幹事会運営要領	9
南二見・東新島環境保全協議会委員名簿	14
協定締結事業所概要	15

## II 環境及び公害防止対策概要

南二見・東新島の環境の現況	17
南二見・東新島の特定施設設置状況	20

## III 二見浄化センター概要

二見浄化センターの処理フロー及び水量	21
二見浄化センター測定結果	22
(参考)環境保全協定書	24

# I 協議会概要

## 南二見・東新島環境保全協議会要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、兵庫県又は明石市若しくは播磨町と明石市二見町南二見に所在する事業所又は加古郡播磨町東新島に所在する事業所（別表1）が締結した環境保全協定書（別紙に掲げる協定書をいう。以下「協定書」と総称する。）に基づく公害防止対策事項に関し、当事者が円滑に実施するために設置する協議会の組織及び運営について定める。

### （協議会名称）

第2条 この協議会は、南二見・東新島環境保全協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### （用語）

第3条 この要綱で使用する用語は、協定書で使用する用語の例による。

### （組織）

第4条 協議会は、別表2に掲げる委員をもって組織する。

### （会長及び副会長）

第5条 協議会に会長1名及び副会長4名を置く。

- 2 会長及び副会長は、総会において委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名した副会長がその職務を代理する。

### （総会）

第6条 総会は、会長が必要に応じて開催する。ただし、委員3名以上の連署による請求が様式第1によってなされた場合は、会長はすみやかに委員を招集し、総会を開催しなければならない。

- 2 総会は、全委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 総会の議長は、会長をもって充てる。
- 4 会長は、総会終了ののち、総会の議事内容を遅滞なく委員及び事業所に報告するものとする。

### （幹事会）

第7条 協議会の円滑な推進を図るため、幹事会を設置する。

- 2 幹事会の組織及び運営については、協議会において定める。

( 代理 )

第8条 委員が総会に出席できない場合は、様式第2の届出により、その代理人を出席させることができる。

( 委任 )

第9条 委員が総会に出席できない場合は、様式第3の届出により、他の委員に委任することができる。

( 報告及び説明 )

第10条 会長は必要に応じ、委員以外の関係者を総会及び幹事会に出席させ、報告もしくは説明をさせることができる。

( 調査 )

第11条 協定書第4条第2項に定める調査については、総会において決定するものとする。ただし、あらかじめ3名以上の委員が連署をもって事業所名、調査項目、実施の日時等を様式第4によって幹事長に届け出て、幹事会の承認を得た場合はこの限りでない。

2 前項ただし書による調査の場合は、3名以上の委員が共同で調査を実施するものとし、その結果を次の幹事会及び総会において報告しなければならない。

( 公表 )

第12条 会長は必要に応じ、協議会に諮って、協議会の協議内容を公表することができる。

( 庶務 )

第13条 協議会の庶務は、会長所在地の市又は町の担当課において処理する。

( 経費 )

第14条 協議会の運営に要する経費は、市及び町並びに事業所が負担するものとする。

**附 則 (平成7年11月7日制定)**

この要綱は制定の日から施行する。

**附 則 (平成11年8月4日制定)**

この要綱は制定の日から施行する。

**附 則 (平成13年7月19日制定)**

この要綱は制定の日から施行する。

**附 則 (平成16年8月31日制定)**

この要綱は制定の日から施行する。

**附 則（平成18年8月23日制定）**

この要綱は制定の日から施行する。

**附 則（平成19年8月30日制定）**

この要綱は制定の日から施行する。

**附 則（平成20年10月2日制定）**

この要綱は制定の日から施行する。

**附 則（平成21年10月26日制定）**

この要綱は制定の日から施行する。

**附 則（平成22年10月27日制定）**

この要綱は制定の日から施行する。

**附 則（平成23年10月31日制定）**

この要綱は制定の日から施行する。

**附 則（平成24年8月22日制定）**

この要綱は制定の日から施行する。

**附 則（平成26年4月1日制定）**

この要綱は制定の日から施行する。

**附 則（平成29年5月31日制定）**

この要綱は制定の日から施行する。

**附 則（令和5年4月1日制定）**

この要綱は制定の日から施行する。

**附 則（令和7年3月10日制定）**

この要綱は制定の日から施行する。

## 別表 1

省略 14ページの協定締結事業所概要を参照のこと

## 別表 2 (南二見・東新島環境保全協議会要綱)

明石市地域住民代表	二見校区まちづくり協議会長 二見西まちづくり協議会長 二見北まちづくり協議会長 東二見漁業協同組合代表理事組合長 西二見漁業協同組合代表理事組合長 二見町商店会長 東の町自治会長 地蔵町自治会長 仲の町自治会長 北の町自治会長 西の町自治会長 西二見自治会長
播磨町地域住民代表	播磨町自治会連合会会長 播磨町漁業協同組合代表理事組合長 古宮第1自治会長 古宮第2自治会長 古宮第3自治会長
兵庫県の職員	兵庫県東播磨県民局県民躍動室環境課長
明石市の職員	明石市環境産業局環境室長
播磨町の職員	播磨町住民協働部産業環境課長
事業所代表	二見臨海工業団地企業連絡協議会長 二見臨海工業団地企業連絡協議会長が推薦する7事業所

様式第 1

協議会総会開催請求書

年 月 日

南二見・東新島環境保全協議会長 様

協議会委員 \_\_\_\_\_ 印

協議会委員 \_\_\_\_\_ 印

協議会委員 \_\_\_\_\_ 印

協議会総会について、要綱第 6 条第 1 項のただし書の規定により開催の請求をいたします。

記

開催請求の理由

様式第 2

代理人届出書

年 月 日

南二見・東新島環境保全協議会長 様

協議会委員 印

要綱第 8 条の規定により、次のとおり代理人を選定し、届け出ます。

記

代理人	ふりがな	
	氏 名	
	住 所	
	電話番号	

様式第 3

委任届 出書

年 月 日

南二見・東新島環境保全協議会長 様

協議会委員 \_\_\_\_\_ 印

要綱第 9 条の規定により、次の協議会委員に委任いたします。

記

協議会委員	ふりがな	
	氏 名	
	住 所	
	電話番号	

様式第 4

事業所調査実施届出書

年 月 日

南二見・東新島環境保全協議会長 様

協議会委員 \_\_\_\_\_ 印

協議会委員 \_\_\_\_\_ 印

協議会委員 \_\_\_\_\_ 印

事業所への公害防止対策の実施状況調査について、下記により実施したいので、  
要綱第11条第1項ただし書の規定により届け出ます。

記

調査事業所名	
調査項目	
調査日時	
その他	

## 南二見・東新島環境保全協議会幹事会運営要領

### （趣旨）

第1条 この要領は、南二見・東新島環境保全協議会要綱第7条第1項に基づいて設置される幹事会の組織及び運営について定める。

### （幹事会名称）

第2条 この幹事会は、南二見・東新島環境保全協議会幹事会（以下「幹事会」という。）と称する。

### （用語）

第3条 この要領で使用する用語は、南二見・東新島環境保全協議会要綱で使用する用語の例による。

### （組織）

第4条 幹事会は、別表に掲げる幹事をもって組織する。

### （幹事長及び副幹事長）

第5条 幹事会に幹事長1名及び副幹事長4名を置く。

- 2 幹事長及び副幹事長は、協議会の会長及び副会長をもって充てる。
- 3 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総括する。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は幹事長が欠けたときは、あらかじめ幹事長の指名した副幹事長がその職務を代理する。

### （幹事会）

第6条 幹事会は、幹事長が必要に応じて開催する。

- 2 幹事会は、全幹事の過半数の出席をもって成立する。
- 3 幹事会の議長は、幹事長をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会終了ののち、幹事会の議事内容を遅滞なく協議会に報告するものとする。

### （代理）

第7条 幹事が幹事会に出席できない場合は、様式第1の届出により、その代理人を出席させることができる。

### （委任）

第8条 幹事が幹事会に出席できない場合は、様式第2の届出により、他の幹事に委任することができる。

**（ 報告及び説明 ）**

第9条 幹事長は必要に応じ、幹事以外の関係者を幹事会に出席させ、報告もしくは説明をさせることができる。

**（ 庶務 ）**

第10条 幹事会の庶務は、会長所在地の市又は町の担当課において処理する。

**（ 経費 ）**

第11条 幹事会の運営に要する経費は、協議会の経費をもって充てる。

**附 則（平成7年11月7日制定）**

この要領は制定の日から施行する。

**附 則（平成15年8月27日制定）**

この要領は制定の日から施行する。

**附 則（平成16年7月30日制定）**

この要領は制定の日から施行する。

**附 則（平成18年8月2日制定）**

この要領は制定の日から施行する。

**附 則（平成21年10月26日制定）**

この要領は制定の日から施行する。

**附 則（平成22年10月27日制定）**

この要領は制定の日から施行する。

**附 則（平成26年4月1日制定）**

この要領は制定の日から施行する。

**附 則（平成29年5月31日制定）**

この要領は制定の日から施行する。

**附 則（令和5年4月1日制定）**

この要領は制定の日から施行する。

**附 則（令和7年3月10日制定）**

この要領は制定の日から施行する。

別表（南二見・東新島環境保全協議会幹事会運営要領）

<p>地域住民代表</p>	<p>二見校区まちづくり協議会長                  二見西まちづくり協議会長                  二見北まちづくり協議会長                  東二見漁業協同組合代表理事組合長                  西二見漁業協同組合代表理事組合長                  播磨町漁業協同組合代表理事組合長</p>
<p>縣市町の職員</p>	<p>東播磨県民局地域振興室環境課長                  明石市環境産業局環境室長                  播磨町住民協働部産業環境課長</p>
<p>事業所代表</p>	<p>二見臨海工業団地企業連絡協議会長                  事業所代表のうち二見臨海工業団地企業連絡協議会長が推薦する1事業所</p>

様式第 1

代理人届出書

年 月 日

南二見・東新島環境保全協議会幹事長 様

幹 事 \_\_\_\_\_ 印

要領第 7 条の規定により、次のとおり代理人を選定し、届け出ます。

記

代 理 人	ふりがな	
	氏 名	
	住 所	
	電話番号	

様式第 2

委任届出書

年 月 日

南二見・東新島環境保全協議会幹事長 様

幹 事 \_\_\_\_\_ 印

要領第 8 条の規定により、次の幹事に委任いたします。

記

幹 事	ふりがな	
	氏 名	
	住 所	
	電話番号	

## 令和7年度 南二見・東新島環境保全協議会委員名簿

### (1) 地域住民代表

#### 〔イ〕 明石市地域住民代表

役 職 名	備 考
二見校区まちづくり協議会長	会長(幹事長)
東二見漁業協同組合代表理事組合長	副会長(副幹事長)
西二見漁業協同組合代表理事組合長	副会長(副幹事長)
二見西まちづくり協議会長	副会長(副幹事長)
二見北まちづくり協議会長	
西二見自治会長	
二見町商店会長	
東の町自治会長	
仲の町自治会長	
北の町自治会長	
西の町自治会長	
地蔵町自治会長	

#### 〔ロ〕 播磨町地域住民代表

役 職 名	備 考
播磨町自治会連合会長	
播磨町漁業協同組合代表理事組合長	副会長(副幹事長)
古宮第1自治会長	
古宮第2自治会長	
古宮第3自治会長	

### (2) 兵庫県の職員

役 職 名	備 考
東播磨県民局県民躍動室環境課長	(幹事)

### (3) 明石市の職員

役 職 名	備 考
明石市環境産業局環境室長	(幹事)

### (4) 播磨町の職員

役 職 名	備 考
播磨町住民協働部産業環境課長	(幹事)

### (5) 事業者代表

役 職 名	備 考
二見臨海工業団地企業連絡協議会長	(幹事)
二見臨海工業団地企業連絡協議会長が推薦する事業所代表	(幹事)
二見臨海工業団地企業連絡協議会長が推薦する事業所代表	
二見臨海工業団地企業連絡協議会長が推薦する事業所代表	
二見臨海工業団地企業連絡協議会長が推薦する事業所代表	
二見臨海工業団地企業連絡協議会長が推薦する事業所代表	
二見臨海工業団地企業連絡協議会長が推薦する事業所代表	
二見臨海工業団地企業連絡協議会長が推薦する事業所代表	

協定締結事業所概要(明石市域)

[令和7(2025)年4月1日現在]

番号	事業所名	立地場所	電話番号	業種	協定種別
		明石市二見町			
1	三菱重工(株)神戸造船所二見工場	南二見1	943-3911	一般機械機具製造	総合
2	アサヒ飲料(株)明石工場	南二見1-33	941-2301	飲料製造	〃
3	(株)明石工作所	南二見11-4	942-1136	鉄骨橋梁部品製缶組立	2者
4	(株)東化工	南二見18-3~4	944-0021	金属加工	〃
5	池田興業(株)	南二見14-5	943-7715	運輸	〃
6	(株)オオヤマ	南二見16-11	935-7120	精密部品製造販売	〃
7	(株)尾上石炭商店	南二見16-13	944-0028	石油製品製造販売	〃
8	木場工業(株)	南二見18-8	941-1769	金属加工	〃
9	(株)近畿洗機	南二見19-2	943-6936	金属加工	〃
10	栗山運輸(株)	南二見1-6	944-0101	一般区域運送	〃
11	神戸通運(株)	南二見20-2	944-0066	運送	〃
12	(株)創味	南二見12-6	943-1150	食品製造販売	〃
13	大東化学(株)	南二見17-1,-15~16	944-0051	金属表面处理	〃
14	(株)大陽工業	南二見18-1	942-5374	金属表面处理	〃
15	(株)大和化成研究所	南二見21-7~8,12-1	943-6675	化学薬品製造	〃
16	(株)浪花製作所	南二見18-10	943-1000	産業用車両製造販売	〃
17	UDトラックス(株)明石カスタマーセンター	南二見13-2~3	944-0233	自動車販売整備	〃
18	(有)にしん製本所	南二見17-17	943-2415	製本	〃
19	日本ビーテーエー(株)	南二見20-3	942-6511	金属機械加工	〃
20	バンシュー(株)	南二見17-5,22-3,14-4	943-7608	塗装	〃
21	ピー・アンド・ジー(株)明石工場	南二見6	944-0071	紙製品製造	〃
22	明光印刷(株)	南二見17-14	944-0086	印刷全般	〃
23	明精工業(株)	南二見17-6	944-0088	機械精密板金製造	〃
24	山内化学鍍金(株)	南二見19-1	944-0700	電機部品鍍金	〃
25	(株)大窪鐵工所	南二見11-3,16-12,12-8,9-4	944-0003	機械部品製造加工	〃
26	(株)神戸精密	南二見11-2	944-0800	各種機械部品設計製作	〃
27	神戸歯車(株)	南二見10-5	943-4811	各種歯車製造	〃
28	神鋼二見協同組合	南二見10-1,13-11	944-0601	事業協同組合	〃
29	東洋製鉄(株)	南二見10-4	944-0058	板金・製缶	〃
30	埴淵鉄工(株)	南二見10-6	943-0007	一般機械器具製造	〃
31	(株)ハリマネギ工業所	南二見11-7	943-0001	輸送用機械機具製造	〃
32	福本重機械工業(株)	南二見12-3	942-3651	一般機械器具製造	〃
33	森合精機(株)	南二見10-2,11-10	944-0808	機械器具製造	〃
34	トーカロ(株)	南二見14-1~3,22-7~8,11-1,13-1	942-6501	金属製品加工	〃
35	(株)布引製作所	南二見18-15~16	942-5780	精密打金網製造販売	〃
36	ファーストラバー(株)	南二見18-11	942-9210	工業用ゴム製品製造	〃
37	エーテック(株)	南二見20-1	943-7211	低温液ガスタンク他製造	〃
38	大成工業(株)	南二見4,9-1~2	944-0091	給湯機部品製造	〃
39	(株)ノーリツNAM事業所	南二見5	941-3200	温水器具製造	〃
40	(株)阪神メタリックス	南二見18-13~14	942-5300	鉄鋼販売	〃
41	福栄運輸(株)	南二見16-9	941-1600	運輸、自動車整備	〃
42	出雲運送(株)	南二見19-4,18-6,22-10	944-1166	一般区域貨物運送	〃
43	(有)三神製作所	南二見22-6	944-1163	鉄工	〃
44	伸率工業(株)	南二見22-4~5	942-2198	金属製品プレス加工	〃
45	マルニ製油(株)	南二見22-28	943-2901	油脂加工	〃
46	ケミプロ化成(株)	南二見22-25~26,-30~32	942-2111	有機化学工業薬品製造	〃
47	関西建設工業(株)	南二見13-6	974-1441	総合建設	〃
48	吉荒鐵工(株)	南二見16-3,17-4	942-6233	建設機械部品製造	〃
49	大西組運輸(有)	南二見19-3,22-11	943-2020	運輸	〃
50	(有)大元製作所	南二見22-27	942-4626	金型製造	〃
51	(株)吉田製作所	南二見22-21	944-1691	金型製造	〃
52	(株)福原鉄工所	南二見22-16~17	942-9321	金属製品製造	〃
53	國田紙器工業(株)	南二見22-18	944-1781	パッキングケース製造販売	〃
54	藪田産業(株)	南二見20-5	943-4700	食品機械製造	〃
55	(株)オカデン	南二見22-22	942-7525	システム制御、電装	〃
56	(株)森田鉄工所	南二見17-18,18-5	943-1239	制御盤製造	〃
57	第一高周波工業(株)	南二見21-4	944-0322	高周波ベンディング鋼管製造	〃
58	アカシマルヤマ(株)	南二見22-29	944-1296	建築用塗料調色加工	〃
59	青山特殊鋼(株)	南二見22-15	944-0588	特殊鋼販売	〃
60	日本エコロジー(株)	南二見22-19~20	944-0657	蒸留精製	〃
61	セイコー化工機(株)	南二見15-3	944-1251	送風機、冷却塔製造	〃
62	明光オイルサービス(株)	南二見22-13	942-2204	潤滑油加工販売	〃
63	(株)赤松鉄工所	南二見17-7,18-2	941-2410	建設機械部品等製造	〃
64	(株)汎建大阪製作所	南二見19-6	941-1839	金属部品製造	〃
65	川崎油工(株)	南二見15-1	941-3311	産業機械製造	〃
66	山川産業(株)	南二見13-7	941-5711	鑄造用けい砂製造	〃

※ 総合:明石市、播磨町、事業者による協定

2者:明石市、事業者による協定

番号	事業所名	立地場所	電話番号	業種	協定種別
		明石市二見町			
67	㈱熊一興産	南二見22-9~10	944-1177	自動車運送取扱	〃
68	オカダインダストリ㈱	南二見17- 2~3	882-2345	鉄工業	〃
69	日本磁力選鉱㈱	南二見17- 8~9	941-7087	鉄鋼業	〃
70	福伸電機㈱	南二見13-4	0790-23-0811	電機器具製造業	〃
71	大阪食糧卸㈱	南二見19- 8	943-8875	小麦粉卸売業	〃
72	㈱合幸商運	南二見18- 9	941-6666	不動産賃貸業	〃
73	㈱明拓梱包運輸	南二見17-10	942-5895	運輸業	〃
74	㈱エム・ケー・ロジテック	南二見21- 2,19- 7	949-3518	機械組立業	〃
75	㈱ダイセキ関西工場	南二見21-3,-5~6, -9	949-1180	産業廃棄物中間処理業	〃
76	㈱吉高自動車	南二見18-7	945-0234	自動車整備業	〃
77	㈱富田製作所	南二見13-8~9	942-0193	機械部品製造業	〃
78	株ジャパンエンジンコーポレーション	南二見1-38	949-0800	船用機械製造業	〃
79	木村工業㈱	南二見9-3	938-3322	産業廃棄物処分業	〃
80	神戸シャーリング㈱	南二見20-5	944-0777	鋼板溶断業	〃
81	三幸自動車㈱	南二見16-6	949-3501	自動車整備業	〃
82	日置運送㈱	南二見12-5. 13-6	943-0678	一般貨物自動車運送業	〃
83	㈱亀井自動車	南二見16- 1	944-0030	自動車修理	〃
84	㈱バンデック	南二見16-10 17-11	939-6550	金属製品製造	〃
85	㈱上村製作所(上村航機)	南二見11- 9,12-2	943-3356	金属加工	〃
86	㈱荒木鉄工所	南二見17-12	944-0106	機械加工	〃
87	明石富士㈱	南二見 7- 4,10- 3	942-4547	運輸	〃
88	大和化成㈱	南二見21- 7~8	943-6675	化学工業薬品製造	〃
89	出雲流通㈱	南二見17-13	941-5500	運送業	〃
90	菱和工業㈱	南二見19- 9	941-2750	金属製品製造業	〃
91	シグマ産業㈱	南二見11- 1	944-0050	建設機械製造業	〃
92	㈱マウス	南二見 7- 3	941-2006	一般貨物自動車運送業	〃

2者:明石市、事業者による協定

## 協定締結事業所概要(明石市域及び播磨町域)

番号	事業所名	立地場所	電話番号	業種	協定種別
		明石市二見町 加古郡播磨町			
1	トーカーロ㈱	東新島4	944-6167	金属製品加工	3者
2	橋本金属工業㈱	南二見 1-11	941-1212	金属切削加工	〃
3	松垣薬品工業㈱	南二見 1- 5	941-2485	工業薬品等の製造販売	〃
4	源気山畜産㈱	南二見 1- 8	943-9707	精肉卸売	〃
5	共和溶溝㈱	南二見 1-10	941-1715	鋼構造物・管工事	〃
6	三和エンジニアリング㈱	南二見 1-27	943-3824	化学プラント設計	〃
7	㈱今井鉄工所	南二見 1-26	941-1525	産業化学機器製造	〃
8	宇津原㈱	東新島10	941-1170	金属製品製造	〃
9	神戸シャーリング㈱	東新島 8	941-0777	鋼板溶断加工	〃
10	福伸電機㈱	南二見 1-17	941-1501	金属加工	〃
11	㈱三川工業製作所	東新島13	941-2669	機械部品製造	〃
12	㈱垣内運送	南二見 1-13	941-2111	運送	〃
13	川村化成工業㈱	南二見 1-16	941-5177	化学薬品製造	〃
14	㈱白洋舎ユニホームレンタル西部事業所	東新島11	941-1330	リネンサプライ	〃
15	日本ルブサービス	南二見1- 4	943-8181	潤滑油製造販売	〃
16	㈱生光工業所	東新島 7	944-0411	鋼構製造	〃
17	㈱水登社	東新島14	941-3500	製缶加工	〃
18	㈱三徳	南二見 1-28~29	431-0531	希土類化合物製造販売	〃
19	三菱重工エンジンシステム㈱	東新島 1	941-6791	産業用機械機具製造	〃
20	マルカ運輸㈱	南二見 1- 3,18-9	941-6666	貨物自動車運送	〃
21	東洋製鉄㈱播磨工場	東新島 9	941-5571	製缶加工	〃
22	土田食品工業㈱	東新島12	949-2222	食品添加酸洗浄物精製	〃
23	協和産業㈱	南二見 1-24~25	06-788-1288	金属加工	〃
24	栗山運輸㈱	南二見 1-15	944-0101	一般区域運送	〃
25	㈱タンクテック	南二見 1-36	944-8304	液体・粉粒体輸送用製作	〃
26	㈱大和化成研究所	南二見 1-14	942-9101	化学薬品製造	〃
27	二見植田倉庫 植田与一商店	東新島11-1	079-492-1441	倉庫業	〃
28	(株)ヤング住研	東新島5	079-431-5748	不動産及び建設業	〃
29	三和工業㈱	南二見 1- 9	936-4566	機械製品製造	〃
30	出雲運送	東新島6	944-0588	一般区域運送	〃
31	セイコー化工機 播磨工場	東新島5-2	944-1840	送風機、冷却塔製造	〃
32	㈱ダイセキ関西事業所播磨リサイクル	東新島3・4・16-1・17	939-3162	清掃・廃棄物処理業	〃

3者:明石市、播磨町、事業者による協定

## Ⅱ 環境及び公害防止対策概要

## 南二見・東新島の環境の概要

### 〔 大 気 〕

#### (1) 二酸化硫黄濃度

測定地点	項 目	単 位	2022年度	2023年度	2024年度
二見市民センター①	年 平 均 値	ppm	0.001	0.001	0.001
	日平均値が0.04ppmを超えた日数	日	0	0	0
	環境基準達成状況(長期的評価)	○/×	○	○	○

#### (2) 浮遊粒子状物質

測定地点	項 目	単 位	2022年度	2023年度	2024年度
二見市民センター①	年 平 均 値	mg/m <sup>3</sup>	0.018	0.018	0.017
	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数	日	0	0	1
	環境基準達成状況(長期的評価)	○/×	○	○	○

※2024年度の超過原因としては、4月18日前後に飛来した黄砂の影響と考えられる。

#### (3) 二酸化窒素濃度

測定地点	項 目	単 位	2022年度	2023年度	2024年度
二見市民センター①	年 平 均 値	ppm	0.011	0.009	0.009
	環境基準達成状況(長期的評価)	○/×	○	○	○

環境基準：維持されることが望ましい基準として定められる行政上の政策目標

### 〔 騒 音 〕

#### (1) 一般環境騒音(単位:dB)

地図番号	地域類型	用途地域	測定地点	年度	2022年度	2023年度	2024年度	環境基準(Leq)
②	B	第1種住居地域	威徳院南	昼	○41	○43	○44	55
				夜	○38	○37	○36	45
③	C	工業専用地域	海浜公園 球技場北	昼	○45	○44	○43	60
				夜	○42	○40	○40	50
④	C	工業専用地域	海浜公園 テニスコート南	昼	○48	○49	○49	60
				夜	○44	○43	○42	50

(備考) ○は環境基準 適合、×は環境基準 不適合を示す。

#### (2) 自動車騒音(単位:dB)

地図番号	対象道路	測定地点	年度	2022年度	2023年度	2024年度	要請限度(Leq)
⑤	県道明石高砂線	消防二見分署	昼	○72	○70	○70	75
			夜	○66	○64	○65	70
⑥	県道二見港土山線	二見大橋北	昼	○69	○69	○69	75
			夜	○63	○62	○63	70

(備考) ○は要請限度 適合、×は要請限度 不適合を示す。

要請限度：測定に基づき道路管理者などに意見を述べ、都道府県公安委員会に対して対策を講じるよう要請ができる数値



出典：国土地理院ホームページ

[ 悪臭 ]

測定地点	南二見⑦ (水産技術センター北)			南二見⑧ (二見浄化センター南)			西二見⑨ (人工島対岸)			規制基準	
	測定年度	2022	2023	2024	2022	2023	2024	2022	2023		2024
アンモニア	ppm	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1以下
メチルメルカプタン	ppm	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002以下
硫化水素	ppm	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.02以下
硫化メチル	ppm	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01以下
二硫化メチル	ppm	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.009以下
トリメチルアミン	ppm	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.005以下
アセトアルデヒド	ppm	0.0021	0.0010	0.0039	0.0021	0.0010	0.0041	0.0028	0.0011	0.0032	0.05以下
プロピオンアルデヒド	ppm	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.05以下
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.009以下
イソブチルアルデヒド	ppm	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.02以下
ノルマルパレルアルデヒド	ppm	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.009以下
イソパレルアルデヒド	ppm	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.003以下
イソブタノール	ppm	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.9以下
酢酸エチル	ppm	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	3以下
メチルイソブチルケトン	ppm	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1以下
トルエン	ppm	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	10以下
スチレン	ppm	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.4以下
キシレン	ppm	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1以下
プロピオン酸	ppm	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.03以下
ノルマル酪酸	ppm	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001以下
ノルマル吉草酸	ppm	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0009以下
イソ吉草酸	ppm	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001以下

(備考) ND:検出されず



出典:国土地理院ホームページ

〔 水 質 〕

市環境保全課による二見浄化センター排水の立入調査結果

	項 目	測定回数	令和6年度測定値		排水基準
			年平均値	最高値	規制値
一般項目	水素イオン濃度(水素指数)	6	7.3(最小)	7.5	5~9
	化学的酸素要求量(COD) (mg/L)	6	14	17	160
	浮遊物質(SS) (mg/L)	6	5	6	90
	ノルマルヘキサン抽出物質 (mg/L)	6	<0.5	<0.5	30
	窒素含有量 (mg/L)	6	20	25	120
	燐含有量 (mg/L)	6	1.1	3.0	16
特殊項目	フェノール類含有量 (mg/L)	6	<0.01	<0.01	5
	銅含有量 (mg/L)	6	<0.01	<0.01	3
	亜鉛含有量 (mg/L)	6	0.04	0.08	2
	溶解性鉄含有量 (mg/L)	6	0.12	0.14	10
	溶解性マンガン含有量 (mg/L)	6	0.04	0.06	10
	クロム含有量 (mg/L)	6	<0.01	<0.01	2
健康項目	カドミウム及びその化合物 (mg/L)	6	<0.0003	<0.0003	0.03
	シアン化合物 (mg/L)	6	<0.01	<0.01	0.3
	有機燐化合物(パラチオン,メチルパラチオン,メチルジメトン及びEPNに限る) (mg/L)	2	<0.01	<0.01	0.3
	鉛及びその化合物 (mg/L)	6	<0.001	0.002	0.1
	六価クロム化合物 (mg/L)	6	<0.01	<0.01	0.1
	砒素及びその化合物 (mg/L)	6	<0.001	<0.001	0.05
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (mg/L)	6	<0.0005	<0.0005	0.005
	アルキル水銀化合物 (mg/L)	6	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル (mg/L)	2	<0.0005	<0.0005	0.003
	トリクロロエチレン (mg/L)	6	<0.002	<0.002	0.1
	テトラクロロエチレン (mg/L)	6	<0.0005	<0.0005	0.1
	ジクロロメタン (mg/L)	6	<0.002	<0.002	0.2
	四塩化炭素 (mg/L)	6	<0.0002	<0.0002	0.02
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	6	<0.0004	<0.0004	0.04
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	6	<0.01	<0.01	1
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	6	<0.002	<0.002	0.4
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	6	<0.0005	<0.0005	3
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	6	<0.0006	<0.0006	0.06
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	6	<0.0002	<0.0002	0.02
	チウラム (mg/L)	2	<0.0006	<0.0006	0.06
	シマジン (mg/L)	2	<0.0003	<0.0003	0.03
	チオベンカルブ (mg/L)	2	<0.002	<0.002	0.2
	ベンゼン (mg/L)	6	<0.001	<0.001	0.1
	セレン及びその化合物 (mg/L)	6	<0.001	<0.001	0.1
	ほう素及びその化合物 (mg/L)	6	0.24	0.29	230
	ふっ素及びその化合物 (mg/L)	6	0.24	0.32	15
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	6	7.7	8.4	100
	1,4-ジオキサン (mg/L)	2	<0.005	<0.005	0.5

## 南二見・東新島の公害防止対策の概要

### 〔 大 気 〕

法・条例の種類	該当事業所数	主な特定施設	公 害 防 止 対 策
大気汚染防止法	16	ボイラー、冷温水機 金属加熱炉など	①良質燃料の使用 (都市ガス、灯油、A重油等) ②処理施設の設置
兵庫県 環境の保全と創造に 関する条例	36	塗装施設 表面処理施設 反応施設など	(湿式ブース、集じん装置等) ③施設の運転の適正な管理など

### 〔 水 質 〕

排水は、下水道法及び明石市下水道条例に基づく排除基準を満たすよう処理された後、公共下水道に放流されている。そして、明石市二見浄化センターで処理された後、播磨灘に放流されている。

### 〔 騒 音 〕

法・条例の種類	該当事業所数	主な特定施設	公 害 防 止 対 策
騒音規制法	56	空気圧縮機 送風機 液圧プレス 機械プレス	①特定施設の建屋内設置 ②防音壁の設置
兵庫県 環境の保全と創造に 関する条例	56	ベンディングマシン せん断機など	③低騒音型機種を採用など

### 〔 振 動 〕

法・条例の種類	該当事業所数	主な特定施設	公 害 防 止 対 策
振動規制法	58	圧縮機 液圧プレス 機械プレス	①特定施設の建屋内設置 ②基礎コンクリートの強化
兵庫県 環境の保全と創造に 関する条例	1	鍛造機 せん断機など	③防振ゴムの採用など

### 〔 悪 臭 〕

主な事業所	公 害 防 止 対 策
化学、食品関係	①臭気の発生する装置の建屋内設置 ②脱臭装置の設置(直接燃焼装置、触媒燃焼装置、活性炭吸着装置など) ③施設の運転の適正な管理など

### Ⅲ 二見浄化センター概要

## 二見浄化センターの処理フロー及び処理水量

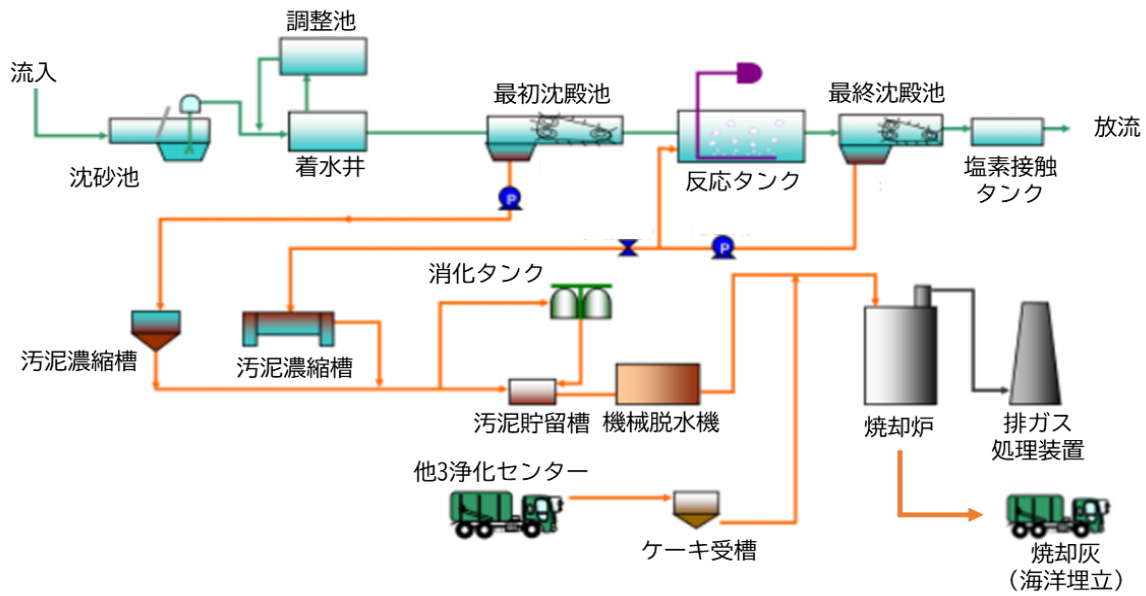


図1 二見浄化センター処理フロー

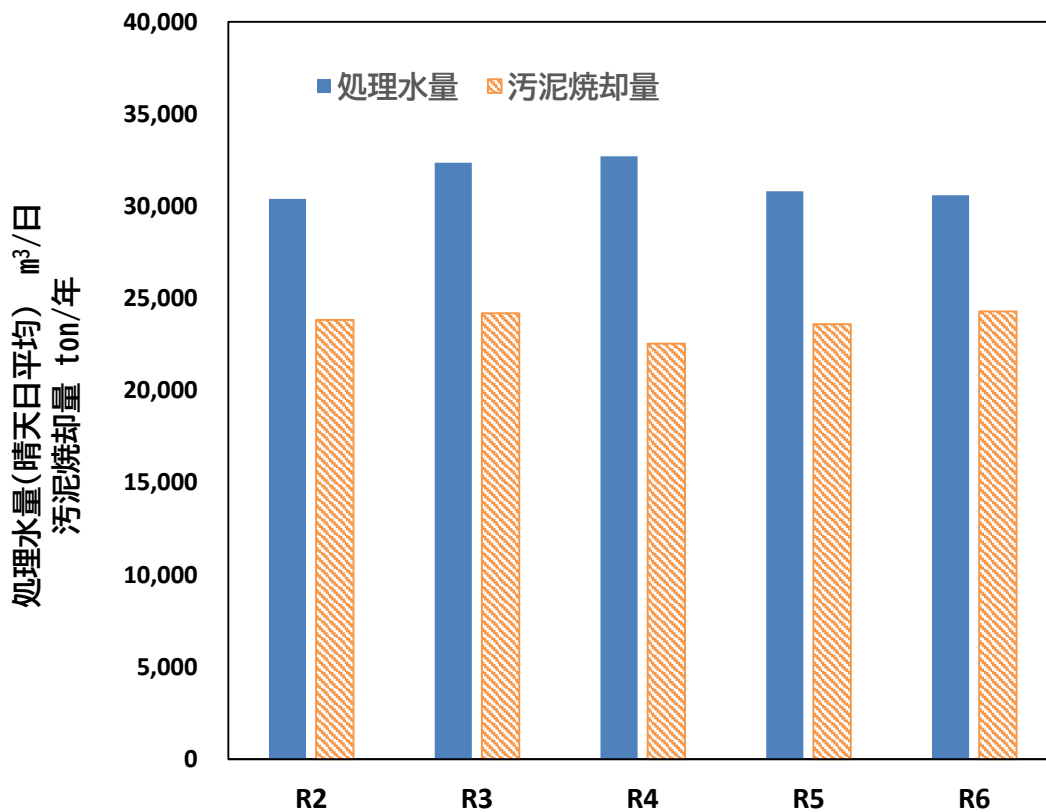


図2 処理水量及び污泥烧却量

## 水質分析結果（令和6年度）

### （1） 放流水質測定結果

項 目	回数	測定値		排水基準
		年平均値	最大値	
水素イオン濃度(水素指数)	24	6.9(最小値)	7.5	5~9
浮遊物質(SS) (mg/l)	24	5.6	10	90
生物化学的酸素要求量(BOD) (mg/l)	24	4.2	14	15 <sup>※1</sup>
化学的酸素要求量(COD) (mg/l)	24	14	18	40 <sup>※2</sup>
大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	24	520	1,800	3,000
ルルル抽出物質含有量 (mg/l)	6	1.0	1.4	30
全窒素 (mg/l)	24	21	25	30(5~10月平均) 40(11~4月平均) <sup>※</sup>
全磷 (mg/l)	24	0.90	1.9	4 <sup>※2</sup>
シアン (mg/l)	6	< 0.01	< 0.01	0.3
フェノール (mg/l)	2	< 0.01	< 0.01	5
銅 (mg/l)	6	< 0.01	0.01	3
亜鉛 (mg/l)	6	0.03	0.04	2
溶解性鉄 (mg/l)	6	0.16	0.33	10
溶解性マンガン (mg/l)	6	0.04	0.05	10
クロム (mg/l)	6	< 0.05	< 0.05	2
カドミウム (mg/l)	6	< 0.005	< 0.005	0.03
鉛 (mg/l)	6	< 0.02	< 0.02	0.1
アモニア、アモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/l)	24	7.4	8.9	100
フッ素 (mg/l)	6	0.2	0.2	15
六価クロム (mg/l)	2	< 0.05	< 0.05	0.1
トリクロロエチレン (mg/l)	2	< 0.002	< 0.002	0.1
テトラクロロエチレン (mg/l)	2	< 0.0005	< 0.0005	0.1
ジクロロメタン (mg/l)	2	< 0.002	< 0.002	0.2
四塩化炭素 (mg/l)	2	< 0.0002	< 0.0002	0.02
1,2-ジクロロエタン (mg/l)	2	< 0.0004	< 0.0004	0.04
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	2	< 0.002	< 0.002	1
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	2	< 0.004	< 0.004	0.4
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	2	< 0.0005	< 0.0005	3
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	2	< 0.0006	< 0.0006	0.06
1,3-ジクロロプロパン (mg/l)	2	< 0.0002	< 0.0002	0.02
チウラム (mg/l)	2	< 0.006	< 0.006	0.06
シマジン (mg/l)	2	< 0.003	< 0.003	0.03
チオベンカルブ (mg/l)	2	< 0.02	< 0.02	0.2
ベンゼン (mg/l)	2	< 0.01	< 0.01	0.1
セレン (mg/l)	2	< 0.01	< 0.01	0.1
有機磷化合物 (mg/l)	2	< 0.03	< 0.03	0.3
砒素 (mg/l)	2	< 0.01	< 0.01	0.05
総水銀 (mg/l)	2	< 0.0005	< 0.0005	0.005
アルキル水銀 (mg/l)	2	< 0.0005	< 0.0005	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル (mg/l)	2	< 0.0003	< 0.0003	0.003
ほう素 (mg/l)	6	0.2	0.3	230
1,4-ジオキサン (mg/l)	2	< 0.005	< 0.005	0.5
ダイオキシン類 (pg-TEQ/l)	1	0.00022	0.00022	10

※1 下水道法で定める放流水質基準

※2 総量規制による水質基準

## 大気分析結果（令和6年度）

### （2） 敷地境界線臭気濃度測定結果

項	目	回数	測定値		規制基準
			年平均値	最大値	
アンモニア	(ppm)	2	< 0.5	< 0.5	1
メチルメルカプタン	(ppm)	2	< 0.0005	< 0.0005	0.002
硫化水素	(ppm)	2	< 0.002	< 0.002	0.02
硫化メチル	(ppm)	2	< 0.001	< 0.001	0.01
二硫化メチル	(ppm)	2	< 0.0009	< 0.0009	0.009
トリメチルアミン	(ppm)	2	< 0.0005	< 0.0005	0.005
アセトアルデヒド	(ppm)	2	< 0.005	< 0.005	0.05
プロピオンアルデヒド	(ppm)	2	< 0.005	< 0.005	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	(ppm)	2	< 0.001	< 0.001	0.009
イソブチルアルデヒド	(ppm)	2	< 0.002	< 0.002	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	(ppm)	2	< 0.001	< 0.001	0.009
イソバレルアルデヒド	(ppm)	2	< 0.001	< 0.001	0.003
プロピオン酸	(ppm)	2	< 0.003	< 0.003	0.03
ノルマル酪酸	(ppm)	2	< 0.0005	0.0005	0.001
ノルマル吉草酸	(ppm)	2	< 0.0005	< 0.0005	0.0009
イソ吉草酸	(ppm)	2	< 0.0005	< 0.0005	0.001

### （3） 排出ガス測定結果

#### 1号焼却炉排出ガス測定結果（稼働期間のみ測定）

項	目	回数	測定値		規制基準
			年平均値	最大値	
いおう酸化物	(Nm <sup>3</sup> /h) (K値)	1	0.10	0.10	1.75
ばいじん濃度	(g/Nm <sup>3</sup> )	1	< 0.003	< 0.003	0.15
窒素酸化物	(ppm)	1	22	22	250
塩化水素	(mg/Nm <sup>3</sup> )	1	2.3	2.3	700
ダイオキシン類	(ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> )	1	0.0016	0.0016	5

#### 2号焼却炉排出ガス測定結果

項	目	回数	測定値		規制基準
			年平均値	最大値	
いおう酸化物	(Nm <sup>3</sup> /h) (K値)	6	0.12	0.6	1.75
ばいじん濃度	(g/Nm <sup>3</sup> )	2	< 0.003	< 0.003	0.15
窒素酸化物	(ppm)	2	22	31	250
塩化水素	(mg/Nm <sup>3</sup> )	2	0.6	1.2	700
ダイオキシン類	(ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> )	1	0.0000046	0.0000046	5

# 環境保全協定書

明石市(以下「市」という。)、播磨町(以下「町」という。)及び\_\_\_\_\_ (以下「事業者」という。)は、共生と循環の環境適合型社会の実現に向けた環境保全対策を推進するという基本理念のもと、次のとおり協定する。

## 第1章 総 則

(目 的)

**第1条** この協定は、事業所における事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減について事業者が実施すべき対策を定めることによって環境の保全を図り、もって地域住民の健康を保護し、生活環境を保全するとともに、事業者が自主的かつ率先的な環境保全活動を行うことによって、地域の快適な環境の創造や地球環境の保全に資することを目的とする。

(定 義)

**第2条** この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) ばい煙等 環境への負荷のうち、事業所から発生し、排出され、又は飛散されるばい煙、粉じん、汚水（廃液を含む。）、騒音、振動、悪臭及び産業廃棄物をいう。
- (3) 特定施設 ばい煙等を発生、排出又は飛散する施設及びこれを防止する施設並びにこれらに関連する施設（産業廃棄物を処分する場所を含む。）をいう。
- (4) 環境保全活動 環境の保全に関する主体的な取組をいう。

(環境保全協議会の設置)

**第3条** 市、町及び事業者は、この協定に定める環境保全対策の確実な履行を確保するため、地域住民の参加を得て環境保全協議会（以下「協議会」という。）を設置できるものとする。

2 協議会は、前項の目的を達成するため、事業所における環境保全対策の実施状況について市、町又は事業者から報告を受け、意見の交換を行うとともに、必要に応じて調査を行うことができるものとする。

3 協議会の組織及び運営は別に定める要綱によるものとする。

## 第2章 環境保全対策

（環境管理の徹底）

**第4条** 事業者は、事業所の環境保全対策を適切に実施するため、環境管理組織を整備し、細心の注意をもって環境関係法令及びこの協定の遵守状況を監視するものとする。

2 前項に定める環境管理組織は、命令系統を明確化し、ばい煙等の排出状況に応じて、特定施設の修繕、停止その他の適切な措置を行うものとする。

3 事業者は、事業活動に従事する者に対し、環境保全に関する意識の啓発を図るものとする。

（環境保全対策の実施）

**第5条** 事業者は、事業所から発生する環境への負荷を低減するため、環境関係法令の遵守はもとより、本章に定めるもののほか、協定細目書（以下「細目書」という。）に定める措置を実施するものとする。

2 事業者は、前項に定めるほか、自主的かつ率先的に行う環境保全活動について、明らかにするよう努めるものとする。

（良好な環境の確保）

**第6条** 事業者は、環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）に基づき整備した緑地を適正に維持管理するとともに、質的向上に努めるものとする。

2 事業者は、事業所及びその周辺的美観の確保に努めるものとする。

(施設設置等の事前協議)

**第7条** 事業者は、事業所に特定施設を設置し、又は変更（使用方法の変更を含む。）しようとするときは、細目書に定めるところにより、事前に市及び町と協議するものとする。

(緊急時の措置)

**第8条** 事業者は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）及び環境の保全と創造に関する条例に定める緊急時の事態が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、細目書に定める措置を講ずるものとする。

2 前項の措置によってもその事態が継続し、更に重大な事態が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、市又は町の指示により、事業者は操業の短縮、一時停止その他の必要な措置を講ずるものとする。

(事故時の措置)

**第9条** 事業者は、事業所において施設の故障破損等の事故により環境への負荷が増加し、周辺環境に著しい影響を及ぼしたとき、又は及ぼすおそれがあるときは、直ちに応急の措置をとり、事故の復旧に努めるとともに、速やかに市及び町にその状況を報告し、市及び町と連携を図り、適切な対応を行うものとする。

2 事業者は、前項に定める対応を行うため、あらかじめ周辺住民への連絡方法を定めるものとする。

3 第1項の場合において、市又は町が必要な指示をしたときは、事業者はこれに応ずるものとする。

### 第3章 測定報告

(測定及び報告)

**第 10 条** 事業者は、事業所から発生、排出又は飛散するばい煙等について、細目書に定めるところにより適正に測定し市及び町に報告するとともに、この記録を保存するものとする。

(基準超過時の措置)

**第 11 条** 事業者は、前条に定める測定により環境関係法令の排出基準又は細目書に定める許容限度の超過が判明したときは、速やかに必要な措置を講ずるとともに、市及び町に報告するものとする。この場合において、市又は町が必要な指示をしたときは、事業者はこれに応ずるものとする。

#### **第 4 章 立入調査、違反時の措置及び損害補償**

(立入調査等)

**第 12 条** 市又は町は、この協定書に定める諸事項の履行状況を確認するため、必要に応じ事業所に立入調査等を実施し、又は必要な事項について報告を求めることができるものとする。

(違反時の措置)

**第 13 条** 市又は町は、この協定書に定める諸事項の実施を確保するため、事業者に対し必要な勧告をするものとし、事業者は、これに応ずるものとする。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、市又は町は、事業者に対し事業所の操業の短縮、特定施設の停止その他の必要な措置を指示するものとし、事業者は、これに応ずるものとする。

- (1) 事業者が第 5 条第 1 項に違反し、環境関係法令の排出基準又は細目書に定める許容限度に適合しないばい煙等を排出したことにより、周辺環境に著しい影響を及ぼしたとき、又は及ぼすおそれがあるとき
- (2) 事業者が第 10 条に違反したとき
- (3) 事業者が前項に定める勧告に応じず必要な措置を講じないことにより、周辺環境に著しい影響を及ぼしたとき、又は及ぼすおそれがあるとき

(苦情処理及び損害補償)

**第 14 条** 事業者は、事業所から発生、排出又は飛散するばい煙等について地域住民から苦情があったときは、誠意をもってその解決にあたるものとする。

この場合、地域住民に被害を与えたときは、故意過失の有無にかかわらず、責任をもって補償その他適切な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置によっても解決が困難であるとして当事者の一方又は双方から申出があったときは、市又は町は、あつせんその他必要な協力をするものとする。

3 第 1 項の苦情に関連して、事業者は、苦情住民の中の代表者から事業所の視察の申出があったときは、これに応ずるものとする。この場合、市又は町は、原則としてその職員を同行させるものとする。

## 第 5 章 情報の公開

(事業者による公表)

**第 15 条** 事業者は、この協定の履行状況について、積極的に公表するよう努めるものとする。

(市又は町による公開)

**第 16 条** 市又は町は、この協定の概要、履行状況その他必要な事項について公開するものとする。

## 第 6 章 その他

(技術開発等)

**第 17 条** 事業者は、常に環境保全技術の開発導入を積極的に行ない、環境保全に努めるものとする。

(環境保全事業への協力)

**第 18 条** 事業者は、市及び町が実施する環境保全事業に積極的に協力するもの

とする。

(下請関連事業者に対する責務)

**第 19 条** 事業者は、事業所の下請関連事業者（事業所に出入する車両及び船舶を含む。）の環境保全に関し、積極的に指導及び援助を行なうものとする。

2 事業者は、事業所の構内における下請関連事業者から発生する環境への負荷に関し、地域住民から苦情があったとき、又は地域住民に被害を与えたときは、責任をもって、その解決にあたるものとする。

(協定細目書)

**第 20 条** この協定書に定めるもののほか、協定の実施に関して必要な事項は、細目書で定めるものとする。

(その他)

**第 21 条** 市、町又は事業者は、この協定書を改定する必要があると認めたときは、市、町及び事業者が協議のうえ改定するものとする。

2 この協定書に定めのない事項又は解釈に疑義の生じたときは、市、町及び事業者が協議して定めるものとする。

## 附 則

1 この協定書は、締結の日から適用する。

この協定書の締結を証するため、本書 7 通を作成し、当事者及び立会人において記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

南二見・東新島環境保全協議会  
－ 要綱・資料 －

令和8年3月発行

編集発行 南二見・東新島環境保全協議会事務局  
明石市環境産業局環境室環境保全課  
〒674-0053 明石市大久保町松陰 1131  
TEL 078-918-5030  
FAX 078-918-5107  
e-mail [kankyo-hozen@city.akashi.lg.jp](mailto:kankyo-hozen@city.akashi.lg.jp)